

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

～発達障害について～

発達障害とは生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさと、過ごす環境や人間関係とのミスマッチから社会生活に困難が生じる障害の総称です。代表的な疾患は3つあります。

①自閉症スペクトラム障害／自閉スペクトラム症 (ASD)

対人関係の困難や興味・関心の限定、特定の行動を繰り返すなどの特徴がある障害のことです。皮肉やたとえ話を理解できず、柔軟な考え方をすることが苦手、等の傾向があります。

②注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)

不注意、多動性、衝動性を主な特徴とする障害です。片付けや整理整頓が苦手、約束や時間を守れないことがある傾向や物事の優先順位が分からない等の傾向があります。

③学習障害 (LD)

読み書きや聞く・話す、計算・推論することのいずれかが著しく苦手な状態である障害です。文字や行を読み飛ばしすることが多い等の傾向があります。

生活や仕事のなかで「悪気はないのに相手を怒らせてしまう」「どうしても業務の締切を守ることができない」「資料の内容を読み飛ばしてしまう」などの悩みごとがある人もいるかもしれません。これらの悩みを抱えている人全てが発達障害というわけではありません。ただ、努力や心掛けではどうしようもなく、日常生活に支障をきたしている状態であれば、発達障害の可能性もあります。

発達障害のある人はほかの人と比べて、得意・苦手なことの差が大きく、また特徴的な考え方やものの見方をしてしまうことがあり、「変わった人」というレッテルを貼られてしまうことがあります。発達障害は先天的なもので、幼少時から症状は続いています。しかし、ルールやノルマが子どもの頃よりも厳格化されることが多い社会人になってから、ミスマッチが顕著になり悩みごとも大きくなるようなことがあります。

最近、クライアント先の社長との話題でも発達障害傾向の従業員に関して話題になることが増えてきました。一説によると全体の10%は傾向があるという説も出てきています。また、発達障害傾向のある従業員が失敗したことを、叱責すると、「なんで自分はできなのだろうと」と悩みこみ、二次障害としてうつ病などを発症する可能性もあると指摘されています。

今後、発達障害傾向の従業員のケアも大事な問題になっていくのではないかと思います。